

# 回 覧

## 春の火災予防運動実施中！！

平成30年3月1日(木)～平成30年3月7日(水)

「火の用心 ことばを形に 習慣に」(平成29年度 全国統一防火標語)

☆あなたの家の住宅用火災警報器、点検していますか？☆



住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。

設置から10年を目安に本体の交換をお勧めします。

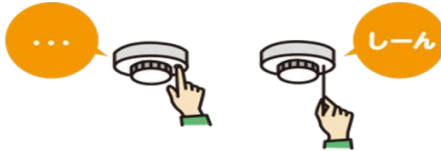
千葉市では、新築住宅での住宅用火災警報器の設置義務化が開始されたのが平成18年6月1日、既存住宅では平成20年6月1日から設置が義務化されています。平成30年6月には、既存住宅の設置義務化から10年が経過します。自宅の住宅用火災警報器が正常に作動するか、点検しましょう！



・住宅用火災警報器の「ボタンを押す」又は「ひもを引っ張る」ことで、ご自身で点検ができます！

### 音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。



それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

### 正常な場合は？

正常をお知らせするメッセージ、または火災警報音が鳴ります。



古くなった住宅用火災警報器の捨て方をご存じですか？

本体は不燃ごみ、住宅用火災警報器に使用した電池は有害ごみとして捨ててください。

・住宅用火災警報器本体

不燃ごみ

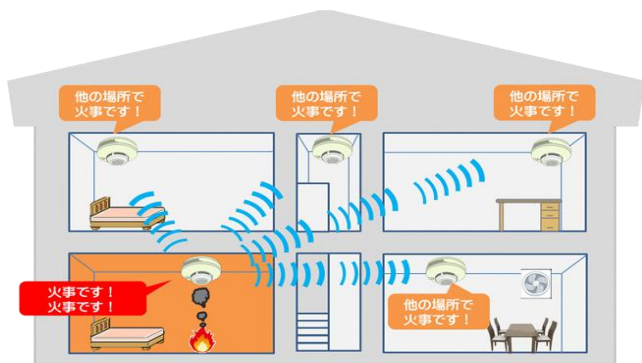


・住宅用火災警報器に使用した電池

有害ごみ



※住宅用火災警報器に使用した電池はリサイクルできません。



### ☆無線式連動型住宅用火災警報器

無線式連動型住宅用火災警報器は、火災を感知した警報器だけではなく、連動設定を行っているすべての警報器が信号を受けて、警報を発する仕組みの住宅用火災警報器です。

住戸全域で警報を発するため、早い段階で火災に気づき避難を開始することができます。